

2023年6月29日

不正行為防止の基本方針

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター
理事長 武谷 典昭

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「この法人」という。）は、研究及び調査（以下「研究等」という。）活動上の不正及び公的研究費（省庁又は省庁が所管する独立行政法人等の機関から配分される研究資金をいう。）の不正を、関係省庁等が定める指針、ガイドライン等に則して防止するため、以下のとおり基本方針を定めます。

1. 責任体制の明確化

公正な研究等活動の推進及び公的研究費の適正な使用・管理を行うため、最高管理責任者を配置するとともに、研究倫理の向上及び不正行為防止のための管理・推進体制を構築します。

2. 不正行為の防止に関する規程、行動規範、防止計画等の策定と実施

研究等活動上の不正及び公的研究費の不正を未然に防止するため、関係する規程、行動規範、防止計画等を策定し、実施します。

3. 関係者の意識向上

不正行為の防止を着実なものとするために、公的研究費の使用にあたってのルールやこの法人の事務処理ルール、不正防止の仕組み等を公的研究費の不正防止教育で周知します。また、研究等活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育を実施します。

4. 告発等の取り扱い、調査及び処分

不正行為に関する告発がなされた場合あるいは実際に不正行為が疑われる場合には、迅速に、適切な取り扱いや調査、必要な処分を行います。また、不正が発生した要因を把握し、再発防止にむけた対策を講じます。

以上